

農業集落排水施設の使用料 4月から公共下水道と同一料金に

■問い合わせ
上下水道部経営課経営係（江刺総合支所・☎34-1516）

市は、農業集落排水事業の効率的で持続可能な運営のため、公共下水道への接続などにより統廃合を進めています。これに伴い、段階的に使用料の引き上げを行ってきましたが、4月請求分から公共下水道の使用料と同額になります。

■使用料の単価（税抜き）

単位：円

項目	基本料金	排除汚水量 1 m ³ 当たりの単価						
		1 ~ 10 m ³	11 ~ 20 m ³	21 ~ 30 m ³	31 ~ 40 m ³	41 ~ 50 m ³	51 ~ 100 m ³	101 m ³ ~
～2年3月	1,000	60	80	100	110	120	130	140
2年4月～現在	1,000	70	100	120	135	150	160	170
3年4月～	1,000	80	120	140	160	180	190	200

■月額使用料の算定例（税込み）

単位：円

項目	10 m ³	15 m ³	20 m ³	30 m ³
～2年3月	1,760	2,200	2,640	3,740
2年4月～現在	1,870	2,420	2,970	4,290
3年4月～	1,980	2,640	3,300	4,840

計算例【15 m³、3年4月～】

$$(1,000 \text{円} + (10 \text{m}^3 \times 80 \text{円}) + (5 \text{m}^3 \times 120 \text{円})) \times 1.1 = 2,640 \text{円}$$

こんなときには届け出を

- ①自家水道（井戸水、沢水など）の使用の休止・再開
- ②自家水道使用世帯での、下水道使用の休止・再開
- ③自家水道使用世帯での、住民票を異動しない居住人数の変更
- ④育苗、ハウス、畜産など農業用に市水道を使用（家庭菜園は除く）
- ⑤建物解体による排水設備の廃止

※変更のあった月の翌月7日までに届け出てください

※③④は毎年度届け出が必要です